

令和元年11月1日  
環境生活部環境保全課

## 産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

### 1 被処分者

- (1) 住 所 秋田県秋田市山王三丁目1番7号東カンビル  
(2) 名 称 株式会社東北エコシステムズ  
(3) 代 表 者 代表取締役 八端 憲明  
(4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00201079832）

### 2 不利益処分の内容

令和元年11月1日をもって上記1（4）の許可を取り消す。

### 3 処分年月日

令和元年11月1日

### 4 不利益処分の原因となる事実

被処分者が令和元年10月7日に秋田地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イの規定（欠格要件）に該当するに至ったことは、同法第14条の3の2第1項第4号の規定（取消事由）に該当するものである。